建通新聞中部　2019年（令和元年）11月8日＜金曜日＞

正しい理解で利益を増やす

建設業の消費税

＝全７回の４＝

日本経営士会　経営士　服部正雄

工事請負への適用例（増税前後の会計処理）について（その２）

第４回は例３の間違い事例についてご説明します。

建設業の場合には、３月31日までに契約すれば、10月以降の完成引き渡し日の場合にも８％の消費税を適用される特例があります。これを経過措置といい、経過措置については次号にて詳しくご説明させていただきます。

４月以降契約で10月以降に完成引渡し　経過措置適用外に

例３は４月以降に工事契約がされて、10月以降に完成引き渡し日のため、経過措置適用外となります。完成引き渡し時に１回だけ請求処理の場合には、明らかに10％の処理をされるので問題はありません。ただ、４月以降９月までに出来高請求（契約金・中間金含む）を自社の請求書発行ソフトなどで行う場合には、本来10％で請求する必要があるのに、日付が９月までなので、８％で請求してしまう場合があります（※本来消費税は完成時に発生します）。

１５００万円（税込み１６５０万円）の契約で、５月の契約時に３分の１入金され、９月に中間金３分の１が入金され、12月の完成時に残り３分の１が入金される例を見てみましょう。５月の契約時請求５４０万円（８％）、９月の中間金請求５４０万円（８％）、12月の完成時請求５５０万円（10％）だと、合計が１６３０万となり、本来の税込み１６５０万契約から税込み20万円を値引きしたことになってしまいます。
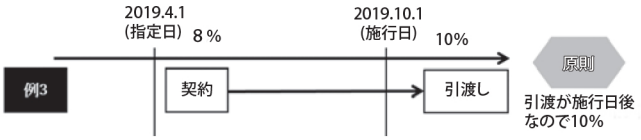
これを回避する手段として①契約書に消費税10％を明示すること②消費税の精算は完成時とするなど書面で明らかにすること③自社の請求書などを発行する際に10％の消費税を明示すること④社内の契約情報を営業部・工事部・経理部で共有すること―などが挙げられます。